

放送大学オンライン教育センター長選考規程

平成29年3月28日
放送大学規程第4号

改正 令和2年9月23日

(目的)

第1条 この規程は、オンライン教育センター長（以下「センター長」という。）の候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(センター長候補者の選考)

第2条 センター長の候補者（以下「センター長候補者」という。）の選考は、学長が行う。

2 学長は、前項の選考に当たっては、評議会の意見を聴くものとする。

(選考の時期)

第3条 センター長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

一 センター長の任期が満了するとき。

二 センター長が辞任を申し出たとき。

三 センター長が欠員となったとき。

2 前項の選考は、同項第1号の場合は、原則として任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号の場合は、その事由が生じた後速やかに行うものとする。

(再選考)

第4条 センター長候補者が辞退し、又はセンター長に就任することができなかつたときは、前2条の規定により再選考を行う。

(任期)

第5条 センター長の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、引き続き6年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が任期の途中において放送大学の教員等の任期に関する規則（令和2年放送大学学園規則第1号。以下同じ。）第3条第1項に規定する任期満了となる場合は、前項の任期は教員としての任期満了の日までとする。ただし、当該センター長が教員として再任された場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、放送大学の教員等の任期に関する規則第3条第6項又は附則第2項の規定による任期の満了により退職することとなる場合は、前項の任期は当該退職の日までとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議に基づき、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降就任するセンター長候補者の選考から適用する。

2 放送大学教育支援センター長選考規程（平成25年放送大学規程第6号）は、廃止する。

附 則（令和2年9月23日）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。